所得税の確定申告、市民税・県民税の申告がはじまります

ー税の申告はお早めにー　申告は3月15日㈬までに

▶問合せ　税務課　市民税係（☎95-0116）

所得税の確定申告は刈谷税務署で

▼とき　2月16日㈭～3月15日㈬の月～金曜日　午前9時～午後5時（申請書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。）

※2月19日㈰・26日㈰は開設

▼ところ　刈谷税務署　1階大会議室

※開設期間前の申告相談は、大変混雑しお待たせする場合があります。申告相談は、右記開設期間中にお越しください。

※駐車場は混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

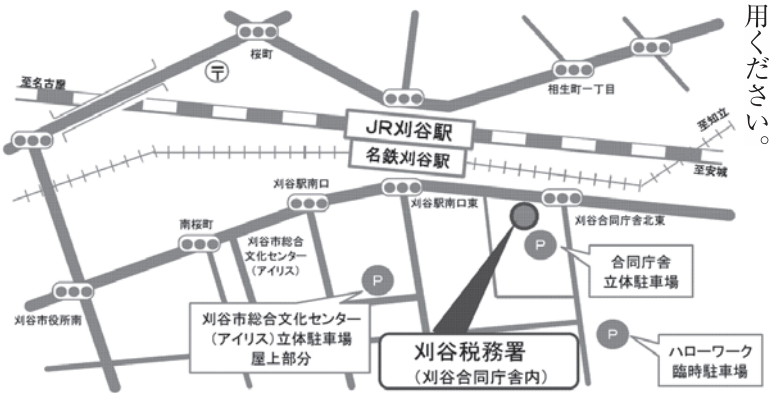

※刈谷市総合文化センター（アイリス）立体駐車場屋上部分は、当該センターの催事で、ご利用できない場合があります。

なお、ご利用の際は、駐車券を確定申告会場まで持参してください。

■所得税の確定申告が必要な人

①次のいずれかに該当する人

・営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡などの所得がある人で、各所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額より多い人

・所得税の源泉徴収をされていない日雇賃金などを受け取った人

・生命保険や簡易保険など満期、解約などで一時所得になる保険金を受け取った人

・原稿料、印税、雑所得（公的年金、互助年金等）のある人

②給与所得者（サラリーマン）で次に該当する人

・給与収入の合計が2千万円を超える人

・給与所得の他に前記①の所得が20万円を超える人

・2か所以上から給与を受けている人で、年末調整がされていない従たる給与の収入と、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人

■確定申告をすると所得税が戻る場合

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、申告をすれば所得税が還付になる場合があります。

（源泉徴収されていない人は、還付はありません。）なお、還付を受ける申告は、確定申告期間（2月16日㈭～3月15日㈬）以外でも刈谷税務署へ提出（郵送可）することができます。

・多額の医療費を支払った人（医療費控除）

・住宅ローンのある人（住宅借入金等特別控除）

・災害、盗難などにあった人

・中途退職などの理由で年末調整を受けていない人

■確定申告に必要な持ち物

・マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類の両方（市役所会場で確定申告書を作成される人は、その写し）

・申告書（郵送された人のみ）（申告会場にも用意してあります。）

・収入金額や必要経費の内訳（収支内訳書など）

・給与、公的年金などの源泉徴収票（原本）

・上場株式等の配当等の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書

・国民健康保険税、介護保険料の払込証明書（社会保険料控除額通知書）または領収書

・国民年金保険料の控除証明書または領収書

・生命保険、地震保険の保険料控除証明書

・障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

・配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額のわかるもの

・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書（支払った医療費が医療費控除の対象になるかわからない場合は、税務署へお問合せください。）

・税金が還付になる人は、申告者本人の預貯金口座のわかるもの

・印鑑（朱肉をつかうもの）

・昨年の申告書の控え（ある人のみ）

・その他申告に必要と思われるもの

※書類が不足していると申告できない場合があります。

○「平成28年分社会保険料控除額通知書」について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「平成28年分社会保険料控除額通知書」は、1月下旬に発送を予定していますので、申告に必ずお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書については、日本年金機構から郵送されます。

■申告内容などがわからない時は電話でお問合せください

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、電話でお問合せいただけます。

刈谷税務署（☎0566(21)6211）

※お電話いただきますと、自動音声でご案内していますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

確定申告のお知らせ

－申告は自分で書いてお早めに、郵送で－
申告は3月15日㈬までに

■税務署に出向くことなく申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を作成することができます。

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書が作成できます。

作成したデータはそのままe-Tax（電子申告）を利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

なお、「確定申告書等作成コーナー」の操作がわからない場合は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」にお尋ねください。

また、e-Tax（電子申告）の利用にあたりマイナンバーカードに係るパソコン操作などがわからない場合は、「マイナンバー総合フリーダイヤル」にお尋ねください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　☎ e-コクゼイ 0570-01-5901

受付は月曜日～金曜日9:00～17:00（祝日等及び年末年始を除きます。）

※ 確定申告期間中の受付は、原則、月曜日～金曜日の9時～20時となります。
「0570」はナビダイヤルの番号です。最寄りの税務署に電話を掛ける場合と同様の負担でご利用いただけるよう、全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルで対応しています。
ナビダイヤルがご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

マイナンバー総合フリーダイヤル　☎ マイナンバー 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「1」番を選択してください。

受付は月曜日～金曜日9:30～20:00　土日祝日9:30～17:30（年末年始を除きます。）

※ 受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

■社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

税務署へご提出いただく平成28年分の申告書については、マイナンバー（個人番号）を記載のうえ、本人確認（番号および身元確認）書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）

などのうちいずれか1つ

＋

身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

■平成29年分の確定申告から「確定申告のお知らせ」が送付されます

平成28年分の申告書等用紙が送付されている人のうち、申告書を市役所相談会場で書面で提出された人は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」（はがきまたは通知書）が送付されることになります。

申告書のほか青色申告決算書等も送付されませんので、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

また、申告書等は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できますのでご利用ください。

税理士による無料税務相談のご案内

▼とき　2月16日㈭～21日㈫（土・日曜日を除く）　午前9時30分～午後4時
※午前11時～午後1時の間は、休憩時間となります。
▼ところ　市役所3階第2・3会議室
※会場ではe-Taxによる申告相談を行っています。利用者識別番号、暗証番号のわかるものがございましたらご持参ください。
▼相談できる人
①平成27年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く。）の人
②①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成26年分の課税売上高が3千万円以下の人
③給与所得者および年金受給者の人
▼注意事項　次の①～④に該当する人には、税務署の確定申告会場をご利用いただくことがあります。
①給与所得者および年金受給者の人のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
②初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
③65万円の青色申告特別控除を受けようとする人のうち、貸借対照表が作成されていないなど青色申告決算書の作成に時間を要する場合
④譲渡所得（土地、建物および株式等を売却）、山林所得または贈与税の申告をされる人

申告納税関係のご案内

■納期限

- 申告所得税および復興特別所得税　3月15日㈬
- 消費税および地方消費税（個人事業者）　3月31日㈮
- 贈与税　3月15日㈬

■振替納付日

- 申告所得税および復興特別所得税　4月20日㈭
- 消費税および地方消費税（個人事業者）　4月25日㈫

－申告は自分で書いてお早めに、郵送で－
申告は3月15日㈬までに

確定申告のお知らせ

市民税・県民税の申告は市内の各会場で

税務課　市民税係（☎(95)0116）

■市民税・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内在住で次に該当する人（ただし、所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は申告の必要はありません。）

①給与所得者
・給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
・2か所以上から給与を受けている人で年末調整を受けない給与の収入金額が20万円以下の人
・平成28年中に退職した人で、他に収入がない人

②年金所得者
・公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人
・公的年金以外の所得があり、その金額が20万円以下の人

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、住民税の計算のために申告が必要となる場合があります。例えば、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、生命保険料や地震保険料等の控除（年金の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除）を住民税の計算に含める場合は市民税・県民税の申告が必要となります。

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人

④昨年中収入のなかった人および非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで次に該当する人
・国民健康保険に加入している人

※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。
・同世帯内の親族の税法上の扶養に入っていない人
・市民税・県民税の所得証明が必要な人

■市民税・県民税申告会場

【市役所申告会場受付案内】
▼とき　2月16日㈭～3月15日㈬（土・日曜日を除く）
▼とき　午前9時～11時　午後1時～4時
▼ところ　市役所3階第2・3会議室
▼時間　午前9時30分～11時30分　午後1時30分～3時30分

※出張申告期間中は担当職員が各会場へ出向き不在となるため市役所での相談はできません。
※申告書の作成に要する時間も考慮してお越しください。また、申告会場は大変混雑します。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご了承ください。

【出張申告会場受付案内】

とき	ところ
2月3日㈮	文化会館（パティオ池鯉鮒）2階ワークショップ室
2月6日㈪	知立市保健センター　2階検診室
2月7日㈫	西丘コミュニティセンター集会室
2月8日㈬	知立文化広場　第1研修室
2月9日㈭	福祉の里八ツ田　3階さくら

市民税・県民税申告書の送付
昨年の申告時に、申告書の送付を希望された人に1月中旬の発送を予定しています。
申告書は申告会場、市役所税務課窓口にもご用意しています。

市民税・県民税申告に必要な持ち物
2ページの、「確定申告に必要な持ち物」と同じです。2ページをご参照ください。

市民税・県民税申告書の提出について
ご提出のみの場合は、市役所税務課窓口および各申告会場前の提出箱にご投函ください。郵送で提出される場合は、市役所税務課宛にお送りください。

■所得税の確定申告の受付について

申告する所得（収入）が給与所得、公的年金等の雑所得の場合（確定申告書様式A様式の人）は出張申告会場および市役所申告会場で所得税の確定申告の相談・受付をします。
なお、次の人は市役所会場および出張申告会場では相談できませんので、刈谷税務署で相談してください。

①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人（確定申告様式B様式の人）
②住宅借入金等特別控除を受ける人
③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
④平成28年中に贈与を受けた人
⑤外国人で所得税の確定申告をする人
⑥外国に居住する親族を扶養している人
⑦過年度（平成28年分以外の年分）の確定申告をする人
⑧修正申告・更正の請求をする人

※相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告については刈谷税務署へご相談ください。
※確定申告期間中は、確定申告書の提出箱（刈谷税務署行）を市役所税務課窓口および各申告会場前に設置します。（提出のみで相談や内容の確認はできません。）